

【リビング補償制度】のご案内

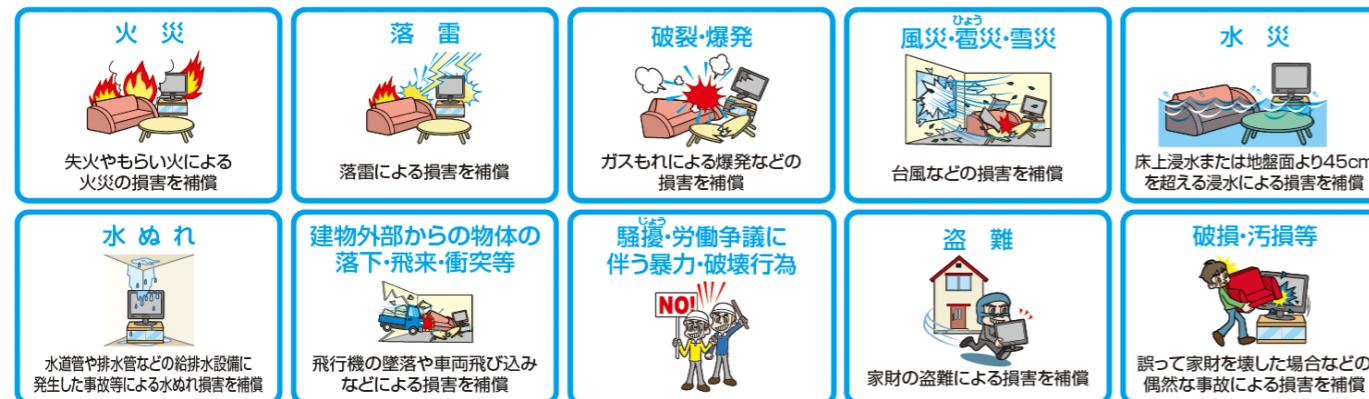
大和リビングが管理している賃貸住宅には、リビング補償制度の付いている物件があります。

1.リビング補償制度は、大和リビングマネジメントおよび大和リビングが入居者様を対象に運営している制度です。本制度を円滑に運営する為に、
大和リビングマネジメントおよび大和リビングが保険契約者となり、総括して家財保険(賃貸住宅居住者総合保険)を締結しています。

2.補償の内容は下記の通りです。

大切な家財を補償

①下記の事故によって生じた損害を補償



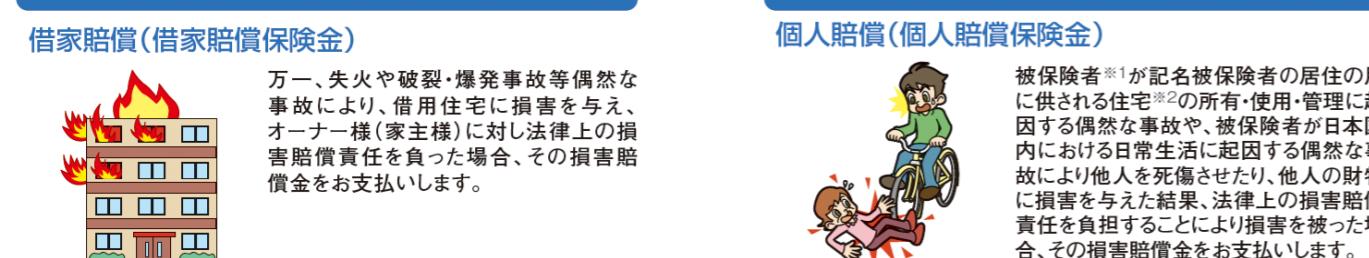
②事故にまつわる費用の補償



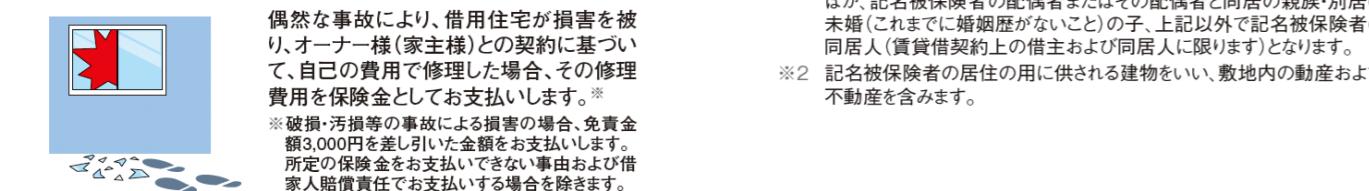
同居人の家財も補償



オーナー様(家主様)への賠償事故などを補償



借用住宅修理費用保険金



*保険金額・支払限度額は右記の「補償内容」に記載の通りです。貴金属等については、自動的に保険の対象に含まれますが、1個又は1組について30万円を超える貴金属等の損害は損害の額を30万円とみなします。

*このご案内は概要を説明したもので、詳細な補償内容やお支払いできない場合などは、「重要事項のご説明」とび「普通保険約款・特約集」をご覧ください。

*ご不明な点は右下4.のお問合わせ先までお問合わせください。

補償内容

補償期間:賃貸借契約書上の契約開始日より契約終了日または退去日のいずれか早い日まで*

被保険者:賃貸借契約書上の入居者様

項目	保険金額・支払限度額	免責金額
家 財	200万円	3,000円 (破損・汚損等)
借 家 賠 償	1,000万円	なし
個 人 賠 償	1億円	なし
借入住宅修理費用	100万円	3,000円 (破損・汚損等)

*ご入居中の物件の貸主が大和リビングマネジメントまたは大和リビングから変更になった場合には
リビング補償制度は貸主変更日をもって終了します。

3.【重要】その他ご契約に関わる注意点

①家財保険金額について

リビング補償制度の家財保険金額(200万円)以外に家財保険を希望される場合は、入居者様にて別途ご契約いただく必要があります(以下『入居者様手配火災保険』といいます)。この場合、家財保険金額の合計額が家財の再調達価額を上回っても、保険金のお支払いは家財の再調達価額が限度となりますので、下記の「家財の再調達価額の目安」を参考にご検討ください。

〈家財の再調達価額の目安〉

下表を参考にして、ご契約金額をお決めください。

なお、再調達価額を上回ってご契約しても、保険金のお支払いは再調達価額が限度となります。

世帯主の年齢	ご 家 族 構 成		
	独身世帯	ご夫婦 +子供(1名)	ご夫婦 +子供(2名)
300万円	27歳以下	550万円	630万円
	28歳~32歳	740万円	820万円
	33歳~37歳	1,060万円	1,140万円
	38歳~42歳	1,290万円	1,370万円
	43歳~47歳	1,470万円	1,550万円
	48歳以上	1,550万円	1,630万円

〈家財簡易評価表(再調達価額用)平成26年4月1日版(消費税8%含)〉

②地震保険について

地震・噴火またはこれらによる津波による損害は、リビング補償制度では補償されません。地震保険へのご加入をご検討ください。地震保険の契約を希望される方は、入居者様手配火災保険とセットでご契約いただく必要があります。

※入居者様手配火災保険または、入居者様手配火災保険と地震保険のセットでの契約をご検討される場合は、下記4.のお問合わせ先までお問合わせください。

4.「お問合わせ先」は次の通りとなります。

リビング補償制度に関する お問合わせ先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京企業営業第四部営業第一課 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL 03-5202-6707 受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日および年末年始を除く)	
入居者様手配火災保険 および地震保険に関する お問合わせ先		
リビング補償制度 事故受付センター	TEL 0120-81-9339 受付時間:9:00~17:00(年末年始を除く)	
引受保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	

「リビング補償制度とは、大和リビングマネジメント(株)および大和リビング(株)が契約者となり、入居者様を被保険者として、引受保険会社であるあいおいニッセイ同和損害保険(株)との間で締結した火災保険の総括契約です。」